

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一

(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 令和8年度三重用水幹線水路大貝戸サイホン地中空洞調査業務
- 2 業 務 場 所 三重県いなべ市藤原町大貝戸地内
- 3 業 務 期 間 契約締結の翌日から50日間
- 4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令 和 8 年 8 月 6 日 12:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
 - 5)質 問 書 令 和 8 年 7 月 29 日 12:00 まで
※質問の回答については、令 和 8 年 7 月 31 日 までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和8年8月6日 16:00 までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 4 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

【オープンカウンタ方式】

令和8年度三重用水幹線水路大貝戸サイホン
地中空洞調査業務

特 記 仕 様 書

令和8年7月

独立行政法人 水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める設計業務等共通仕様書（令和6年4月）（以下「共通仕様書」という。）に優先して「令和8年度三重用水幹線水路大貝戸サイホン地中空洞調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
2. 図面及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。

第2節 業務内容

2-1 業務場所

三重県いなべ市藤原町地内

2-2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

三重用水施設（大貝戸サイホン）の地中空洞調査

1 式

第3節 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から50日間とする。

なお、休日等には、日曜日、祝日のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。

また、跡片付期間（跡片付、契約変更手続き期間等）として10日を見込んでいるので、この期間を残して調査業務がおおむね完了するように努めるものとする。

第4節 業務数量

業務数量は、別添「数量総括表」のとおりである。

第5節 管理技術者

1. 次の条件を満たす管理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から業務に配置するものとする。ただし、管理技術者を変更できるのは、病休・死亡・退職等極めて特別な場合に限る。

① 次のいずれかの資格を有していること。

(A) 次に掲げる部門の技術士又は当該者となる資格を有する者

- ・【総合技術監理部門】
 - 建設：「河川、砂防及び海岸・海洋」
 - 上下水道：「上下水道及び工業用水道」
 - 農業：「農業農村工学（旧 農業土木）」
- ・【建設部門】：「河川、砂防及び海岸・海洋」
- ・【上下水道部門】：「上下水道及び工業用水道」
- ・【農業部門】：「農業農村工学（旧 農業土木）」

(B) 公益社団法人土木学会が認定した次に掲げる資格分野の特別上級土木技術者、上級土木技術者若しくは1級土木技術者又は当該者となる資格を有する者

- ・【調査・計画】
- ・【施工・マネジメント】
- ・【メンテナンス】
- ・【総合】
- ・【調査・測量】

・【マネジメント】

(C) 次に掲げる部門の R C C M (シビルコンサルティングマネージャ) 又は当該者となる資格を有する者

- ・【河川、砂防及び海岸・海洋部門】
- ・【上水道及び工業用水道部門】
- ・【農業土木部門】

② 配置予定技術者は、業務開始時点において自らと雇用関係にある者であること。

2. 病気等特別な理由のためやむを得ず管理技術者を変更する場合は、調査職員の承諾を得て、前述のとおり定められた配置予定技術者に係る全ての条件を満足する者を配置しなければならない。

第 6 節 打合せ

本業務の打合せは業務着手時と成果品納入時の 2 回とする。
なお、業務着手時の打合せは Web で行うものとする。

第 7 節 資料の貸与及び返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。
 - (1) 令和 6 年度 木曽川用水機能診断調査業務 (6. 地中空洞調査 (大貝戸サイホン) 部分)
 - (2) その他、調査職員が必要と認めた資料
2. 受注者は、本業務を実施するに当たり、上述 1. に定める以外の資料が必要となった場合は、調査職員と協議するものとする。

第 8 節 土地への立入り等

土地への立入り等については、共通仕様書第 1 章第 16 節に定めるほか、次の事項に留意しなければならない。

1. 受注者は、土地への立入りに当たっては、あらかじめ調査職員の了解を得るものとする。
また、受注者は、周辺等に騒音・振動等の被害を及ぼす恐れのある作業に当たっては、夜間及び早朝 (17:00~8:00) に行ってはならない。
2. 受注者は、現地踏査等における立木等の伐採及び踏み荒らし等には十分に注意し、極力なくすよう努めなければならない。
3. 受注者は、調査職員の認めた以外でむやみに障害物を伐採損傷等した場合には、受注者の責任において処理するものとする。

第 9 節 成果品の提出

9-1 電子納品

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領 令和 8 年 2 月：国土交通省」(以下「要領」という。)(URL : http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/) に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

9-2 成果品の提出

1. 受注者は、成果品の提出に当たっては、電子データと「技術情報インデックスファイル」を電子媒体で提出するものとする。
なお、「技術情報インデックスファイル」の様式は、水資源機構ホームページに掲載しているので、記入内容等については調査職員から指示をうけること。
2. 受注者は、次の成果品を提出するものとする。
 - (1) 電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 1 式(2 部)
 - (2) 紙ファイル（市販品）1 部

第 10 節 設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 26 条及び設計業務等共通仕様書第 1 章第 21 節から第 24 節に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木設計業務等変更ガイドライン（平成 27 年 11 月）」（独立行政法人水資源機構）によるものとする。

第 11 節 ウィークリースタンス

1. 調査職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の取組に努めるものとする。
ウィークリースタンスとは、業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することで業務環境の改善を図ることであり、取組内容は次のとおりとする。
 - (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（又は連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（又は連休前）に依頼をしない。）
2. 初回打合せにおいて、受発注者間で取組内容を定めて、決定した内容は打合せ記録簿に整理のうえ、受発注者間で共有するものとする。
3. ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に影響を及ぼさない範囲で実施するものとし、災害対応等の業務上緊急の事態が発生した場合には、受発注者間で対応について協議するものとする。

第 12 節 疑義

本特記仕様書に明示されていない事項に疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議しなければならない。

第 13 節 現場技術員等

1. 現場技術員及び監督補助員
本工事の実施に当たり、監督の補助業務を別途、現場技術員または監督補助員（継続雇用従事者）（以下「現場技術員等」という。）に付する場合がある。なお、本業務に配置する現場技術員等の氏名は、別途調査職員が通知するものとする。
2. 業務協力
受注者は、現場技術業務等を管理する管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために立ち入る場合は、これに協力しなければならない。

第2章 調査業務

第1節 地中空洞調査

本業務は、三重用水幹線水路大貝戸サイホンにおける過去の漏水確認箇所（地表部）及びブロック積擁壁における境界部について、地中レーダ探査により漏水補修後の空洞発生の有無等の確認を行うため、台車（距離計付き）に搭載したアンテナ及び付属装置（以下、「地中レーダ装置」という。）により、電磁波の放射及び反射波を受信し、そのデータをもとにサイホン上の地中状況を確認するものである。

なお、当該箇所については漏水発生直後の令和7年12月に1回目の地中空洞調査を行っている。

1-1 対象施設

施設名	調査延長	規格	管径	地表	測定方法
三重用水 大貝戸サイホン	管体横断方向 6～7m 管体縦断方向 6～7m	PC 管	φ 2300mm	未舗装 倉庫及び コンテナあり	地中レー ダ探査
ブロック積擁壁	擁壁沿い 6～7m				

1-2 測定方法

地中レーダ探査は、地中レーダ装置のセンサー部を測線に沿って、起点から終点方向へ移動させ、データを取得する。

1-3 事前準備

受注者は、本業務に関する業務内容を十分に把握したうえで、それらをもとに業務計画書（作業工程、調査方法、安全対策など）を提出するものとする。

1-4 地中レーダ探査

(1) 探査準備

地中レーダ探査の実施に当たり、大貝戸サイホン地表部においては、地中レーダ装置を移動させる探査範囲を箱尺や巻尺等を用いて把握し、約 1m 間隔のメッシュとなるよう測線を設定する。また、ブロック積擁壁境界部においては、境界部に沿って 1 測線を設定する。

なお、測線数は、現地状況等に応じて、増減する場合がある。

(2) 地中レーダ装置による測定

地中レーダ装置による測定は、切れ目のないように、連続した調査データを得るように行うものとする。また、大貝戸サイホン上部の地中において、漏水及び湧水等に伴う空洞発生の有無及び範囲を確認するものとし、探査により空洞が確認された場合は、調査職員に速やかに報告するものとする。

なお、調査職員より確認された空洞の追加調査の実施等について協議を行う場合があり、追加調査を行う場合は必要に応じて設計変更の対象とする。

計測箇所	測線	内 容	備 考
大貝戸サイホン 漏水確認箇所	横断方向 6～7m 計 7 測線 縦断方向 6～7m 計 7 測線	画像データを出力し、地中の概況を確認	
ブロック積擁壁 境界部	境界沿い 6～7m 計 1 測線	画像データを出力し、地中の概況を確認	

1-5 地中レーダ探査結果解析

地中レーダ探査により記録した計測データについて、データ解析処理ソフトにより解析を行い、埋設物、空洞の有無及び地中の状況を把握するものとする。

1-6 解析結果取りまとめ

地中レーダ探査により得られた結果については、解析図を作成し、地中の現状を取りまとめて考察するものとする。

また、解析した波形画像については、測線毎に縦断図として整理を行う。取得した調査の生データについては、報告書の添付資料として提出するものとする。

－以 上－

数 量 総 括 表

業 務 名 令和8年度三重用水幹線水路大貝戸サイホン地中空洞調査業務

木曽川中下流用水総合管理所

数量総括表

業務名	令和８年度三重用水幹線水路大貝戸サイホン地中空洞調査業務				業 種 項 目	調査 一般調査
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
一般調査		式		1		
直接調査費		式		1		
地中空洞調査	大貝戸サイホン	式		1		
地中レーダ探査		式		1		
地中レーダ探査結果解析		式		1		
解析結果取りまとめ		式		1		
電子成果品作成費		式		1		
電子成果品作成費		式		1		
報告書	A 4	部		1		
間接調査費		式		1		
旅費交通費		式		1		

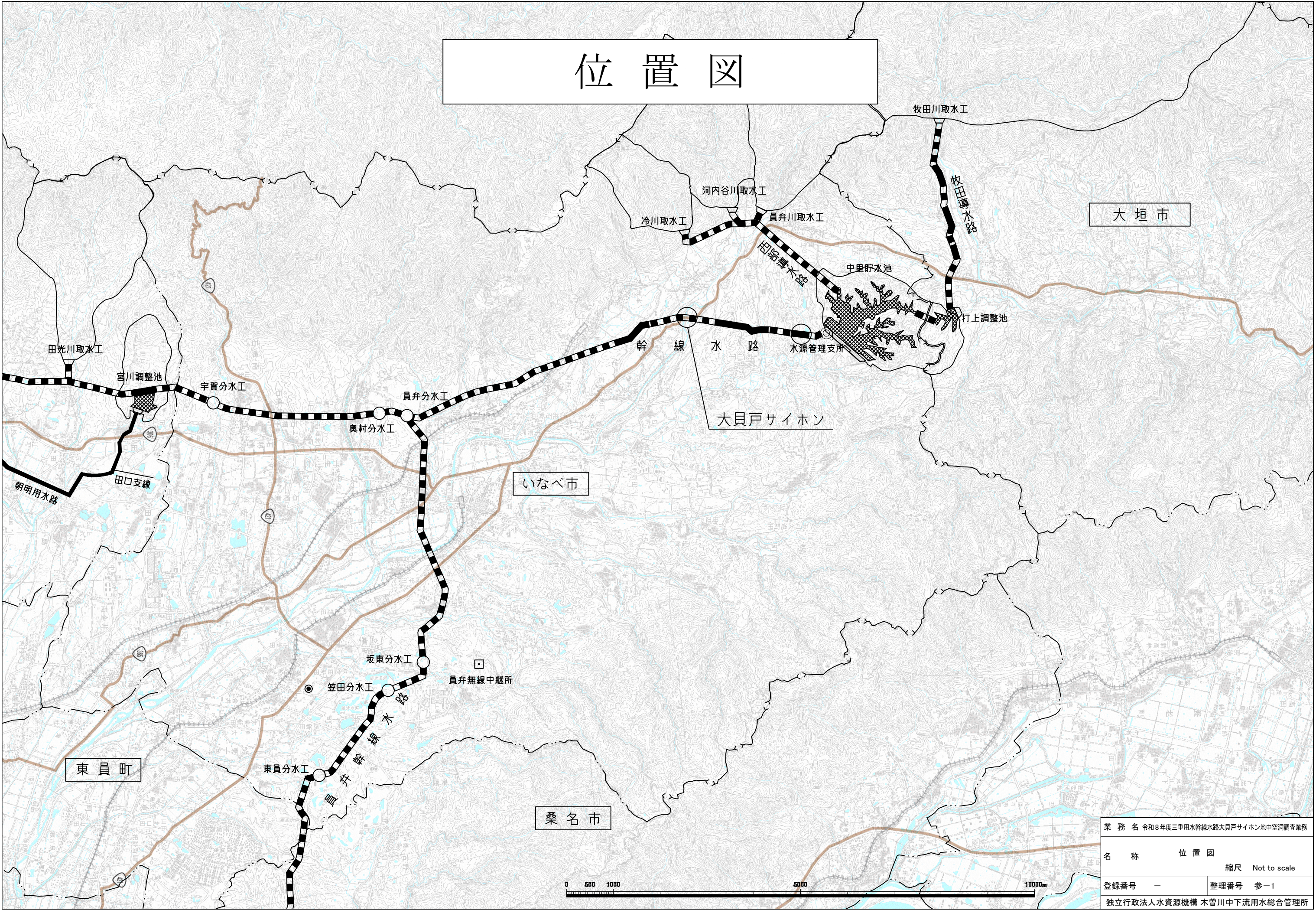
数量総括表

業務名	令和8年度三重用水幹線水路大貝戸サイホン地中空洞調査業務				業 種 項 目	調査 一般調査
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
旅費交通費（率計上・宿泊無）		式		1		
直接調査費＋間接調査費		式		1		
間接費		式		1		
諸経費		式		1		
一般調査業務費		式		1		
共通		式		1		
共通		式		1		
打合せ等		式		1		
打合せ		式		1		
直接原価（その他原価除く）		式		1		
その他原価		式		1		

数量総括表

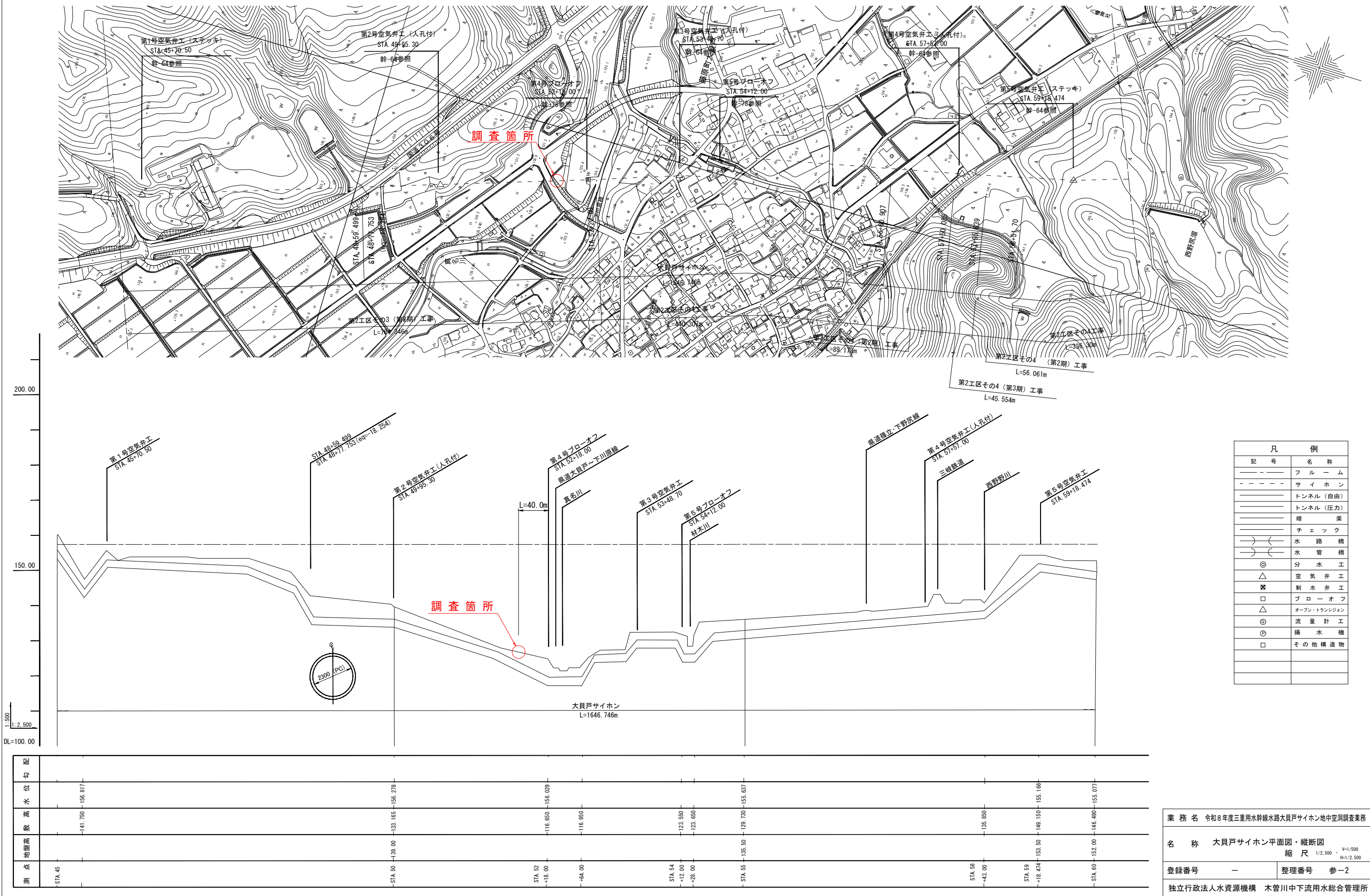
業務名	令和 8 年度三重用水幹線水路大貝戸サイホン地中空洞調査業務					業 種 項 目	調査 一般管理費等
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
一般管理費等			式		1		
解析等調査業務費			式		1		
調査業務価格			式		1		
消費税相当額			式		1		
地質調査業務費			式		1		

位置図



業務名 令和8年度三重用水幹線水路大貝戸サイホン地中空洞調査業務	
名称	位置図
登録番号	—
整理番号	参ー1
独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所	

大貝戸サイホン平面図・縦断図



歩 掛 見 積 参 考 資 料

業務名 令和８年度三重用水幹線水路サイホン地中空洞調査業務

この「歩掛見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第１条にいう設計図書ではない。従って「歩掛見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生ずるものではなく、受注者は、業務条件、地域条件等を十分考慮して、業務方法、安全対策等、業務を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「歩掛見積参考資料」の有効期限は、この業務の入札日までとする。また、「歩掛見積参考資料」は、見積に資するための資料であるため、原則、質問は受け付けないものとする。

独立行政法人水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所

業 務 名	令和8年度三重用水幹線水路サイホン地中空洞調査業務			工種区分	一般調査
見積り単価表	地中レーダ探査				1 式当り単価表
種 別	細 別	規 格	単位	数 量	備 考
	地質調査技師		人	2.0	
	主任地質調査員		人	2.0	
	地質調査員		人	2.0	
	機械経費	直接人件費の50%	式	1.0	

見積り単価表	地中レーダ探査結果解析				1 式当り単価表
種 別	細 別	規 格	単位	数 量	備 考
	主任技師		人	0.5	
	技師（A）		人	1.5	
	技師（B）		人	0.0	
	技師（C）		人	1.5	
	技術員		人	1.0	

見積り単価表	解析結果とりまとめ				1 式当り単価表
種 別	細 別	規 格	単位	数 量	備 考
	主任技師		人	0.5	
	技師（A）		人	0.5	
	技師（B）		人	1.0	
	技師（C）		人	0.0	
	技術員		人	1.0	

見積参考資料：概略工程表

	7月	8月	9月
準備期間		20	
調査期間		5	
調査期間(予備日)		5	
結果取りまとめ期間		10	
跡片付等			10
備考欄	・調査は8月中に行うものとする。 ・結果取りまとめ期間には跡片付け期間を含んでいる。 ・この「見積参考資料」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件・地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。 なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。		

請 書

1 件 名

2 場 所

3 期 間 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

4 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構 契約職

殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔 〕簡易裁判所又は〔 〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総管理所 経理課 担当者 あて

令和 8年 7月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川中下流用水総管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年6月 日に交付された(件名:令和8年度三重用水幹線水路大貝戸サイ
ホン地中空洞調査業務)の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。